

[9] 樹木保存、表土保全

法律 第33条第1項第9号

九 政令で定める規模以上の開発行為にあつては、開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するため、開発行為の目的及び第2号イからニまでに掲げる事項を勘案して、開発区域における植物の生育の確保上必要な樹木の保存、表土の保全その他の必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。

政令

(法第33条第1項第9号の政令で定める規模)

【第23条の3】 法第33条第1項第9号の政令で定める規模は、1ヘクタールとする。ただし、開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するため特に必要があると認められるときは、都道府県は、条例で、区域を限り、0.3ヘクタール以上1ヘクタール未満の範囲内で、その規模を別に定めることができる。

【第28条の2】 法第33条第2項に規定する技術的細目のうち、同条第1項第9号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 高さが10メートル以上の健全な樹木又は国土交通省令で定める規模以上の健全な樹木の集団については、その存する土地を公園又は緑地として配置する等により、当該樹木又は樹木の集団の保存の措置が講ぜられていること。ただし、当該開発行為の目的及び法第33条第1項第2号イからニまでに掲げる事項と当該樹木又は樹木の集団の位置とを勘案してやむをえないと認められる場合は、この限りでない。
- 二 高さが1メートルを超える切土又は盛土が行われ、かつ、その切土又は盛土をする土地の面積が1,000平方メートル以上である場合には、当該切土又は盛土を行う部分（道路の路面の部分その他の植栽の必要がないことが明らかな部分及び植物の生育が確保される部分を除く。）について表土の復元、客土、土壌の改良等の措置が講ぜられていること。

規則

(樹木の集団の規模)

【第23条の2】 令第28条の2第1号の国土交通省令で定める規模は、高さが5メートルで、かつ、面積が300平方メートルとする。

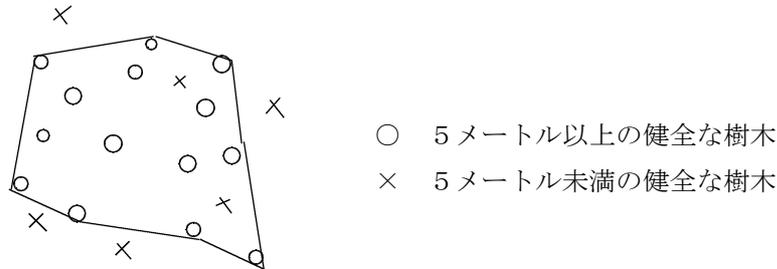
1ヘクタール以上の開発行為にあつては、自然環境を保護することにより良好な都市環境を確保するために、開発行為の目的、開発区域の規模、周辺の状況等を勘案して、樹木保存、表土保全等の措置が講ぜられなければならない。

1. 保全樹木に関する事項

- (1) 以下に該当するものについては、その存する土地を公園又は緑地として保存しなければなりません。ただし、開発行為の目的等を勘案の上やむを得ないと認められる場合はこの限りではありません。
 - ① 高さが10m以上の健全な樹木
 - ② 高さが5m以上でその面積300㎡以上の規模の樹木の集団
 - ア 健全な樹木とは以下のものをいう。

- (ア) 枯れていないこと。
- (イ) 病気（松食虫、落葉病等）がないこと。
- (ウ) 主要な枝が折れていないこと等、樹容が優れていること。

イ 樹木の集団とは、一団の樹林地で、おおむね10㎡あたり1本以上の割合で存する樹木を指す。
計算方法は次図に示すとおりである。



(2) 配置

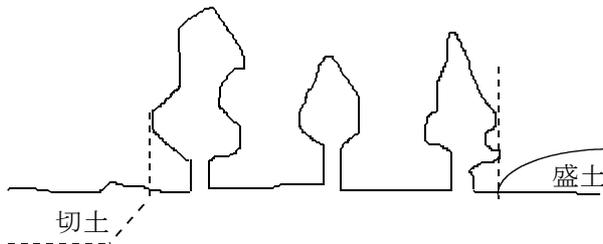
保存対象樹木等が存する場合にはそれらを公園、緑地、隣棟間空地、側道、プレイロット、コモンガーデン、緩衝帯、法面等に利用することが必要です。

ただし本規定の趣旨は、これらのすべてを公園等とすることではなく、公園、緑地等の配置設計において樹木等の位置を考慮するということです。

(3) 措置

保存対象樹木等を現状のままで措置とさせておくことが必要であり開発区域内の移植、植樹をさしているものではありません。

保存対象樹木等の存する土地は枝張りの垂直投影面下については切土又は盛土を行わないことが必要です。



(4) 以下の場合にあつては保存対象樹木等の措置等を講じなくとも良いですが、この場合でも必要以上の伐採は避けることが必要です。

- ① 開発区域の全域にわたって保存対象樹木が存在する場合
- ② 開発区域の全域ではないが、公園、緑地等の計画面積以上に保存対象樹木が存在する場合
- ③ 南下り斜面の宅地予定地に保存対象樹木があり、公園等として活用できる土地が他にある場合
- ④ 土地利用計画上、公園等の位置が著しく不適となる例のように土地利用計画上やむを得ないと認められる場合

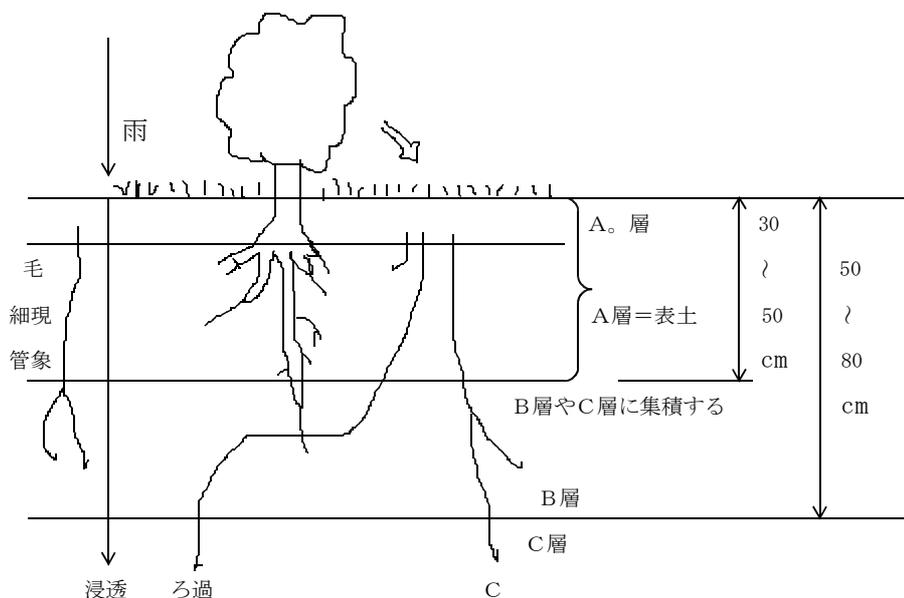
2. 表土の保全に関する事項

(1) 1 m以上の切土又は盛土を行う土地の面積が1,000㎡以上（面積は切土又は盛土を行う部分の合計であり、必ずしも一団となっている必要はない。）である場合には、当該切土又は盛土を行う部分についての

表土の復元、客土、土壌の改良等の措置を講じなければなりません。

ただし、道路の舗装部分、建築物の建築予定地、駐車場等植栽の可能性のないところについてはこの限りではありません。

なお、表土とは、植物の育成にかけがえのない表層土壌のことをいい、次図ではA層がこれに該当します。



A。層 (有機物層) … 地表に堆積した有機物の層で、土壌の有機質の母材となるものである。

A 層 (容脱層) … 下層のB層に比べて風化の程度が進んでおり、組織は膨軟であって有機質に富み、暗色ないし黒色を呈する。多くの土壌で下層土との境界をはっきりしている。植物の根は主にこの部分から養分水分を吸収し下層土には殆ど入ってゆかない。水の通過量が多いため土壌の可溶性、無機成分、有機成分、粘土等が容脱される層である。

B 層 (集積層) … A層の下につづき、A層から容脱された可溶性成分粘土等が集積する部分である。

C 層 (母材料) … 岩石が風化していない最下層の部分である。

- (2) 表土の保全を行う部分は、高さが1 m以上の切土又は盛土を行う部分で、植栽の可能性のある①公園、②緑地、③コモンガーデン、④隣棟空地、⑤緩衝帯等が対象となります。

表土の復元を行うか否かについては、採取量と復元量の均衡を図るため現況の表土の厚さ及び採取できる区域の面積により表土の量を計算し、公園・緑地等への復元が確保されたうえで判断しなければなりません。

(3) 保全方法

表土の保全方法その他の必要な措置としては次の方法がありますが、原則として①の方法によります。

① 表土の復元

開発区域の表土を造成工事中にまとめて保存し、粗造成が終了した段階で必要な部分に復元すること。

② 客土

開発区域外の土地から表土を採掘し、その表土を開発区域の必要な部分におおふこと。

③ 土壌の改良

表土の保全を行う土地に、土壌改良剤と肥料を与えて耕起することをいう。

ア 土壌改良剤には以下のものがあり、地中停滞水土壤、酸素不足土壤、団結土壤等の改良に用いる。

(ア) 有機質系……泥炭、パルプ、塵芥、糞尿等の加工物

(イ) 無機質系……特殊鉱物の加工物

(ウ) 合成高分子系……ウレタン等の加工物

イ 肥料には、石灰質、ケイ酸質、苦土、無機質、リンサン質等がある。

④ その他の措置

ア リッパーによる引掻き……土壌を膨軟にする。

イ 発破使用によるフカシ…… //

ウ 粘土均し……保水性の悪い土壌の改良

(4) 傾斜度20度以上の急斜面等、工法上困難な場合は、採取対象から除くことができます。